

苫小牧市 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

概要版

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

苫小牧市

計画の策定に当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的等

「団塊の世代」全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年、「団塊ジュニア世代」全員が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口のピークを迎える2040年を見据え、本市においても、今後更なる高齢化の進展が見込まれます。

このような中であっても、介護保険制度の運営を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていくことができるよう、十分な介護サービスを確保することが重要です。

今後も、医療、介護、生活支援等について包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の推進を継続するとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを進め、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的として、「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の根拠と位置付け

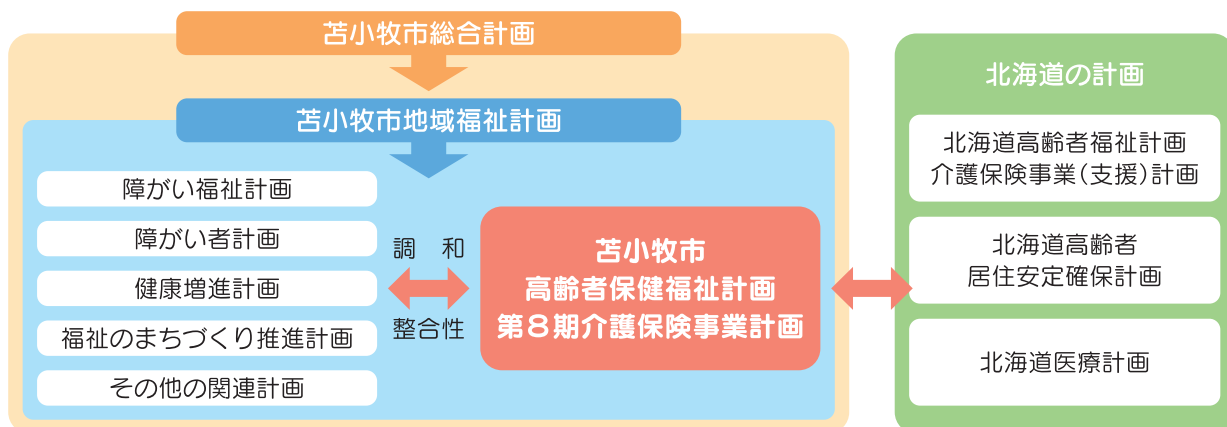
(1) 法的な位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、上位計画となる苫小牧市総合計画及び苫小牧市地域福祉計画の方向性を踏まえて策定した計画です。

また、本計画と同時期に、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画及び北海道医療計画が策定されることから、在宅医療・介護の充実等による地域包括ケアシステムの推進が一体的に行われるよう、これらの計画との整合性の確保に努めています。



3 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

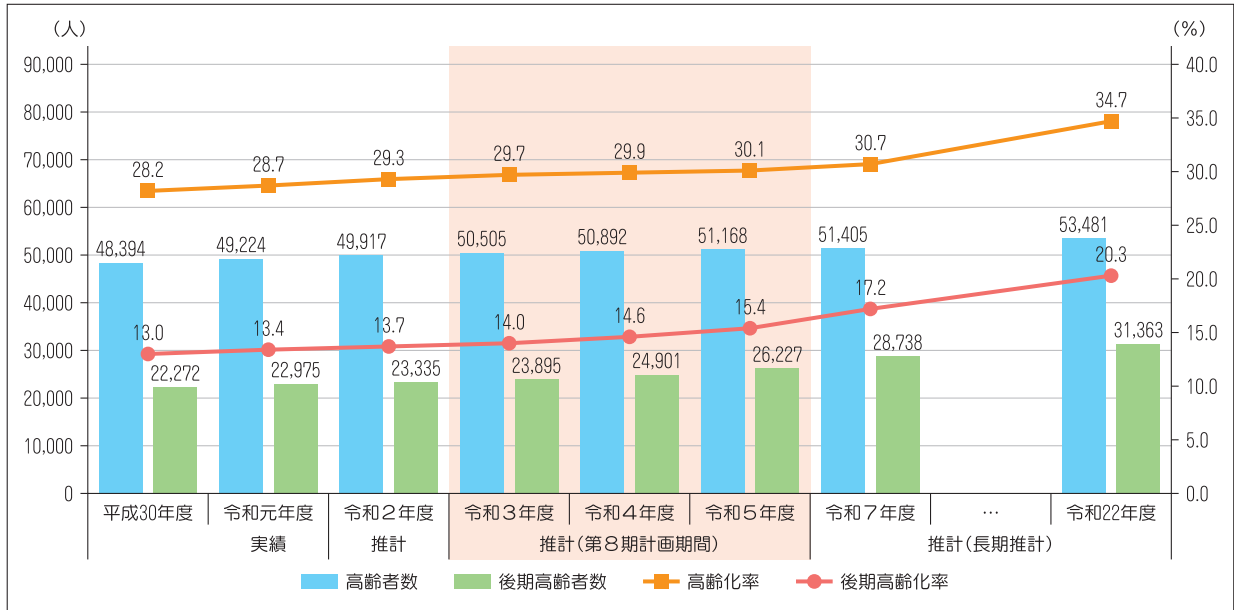
介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期として定めることとされています。

本市における高齢者数等の見通し

1 高齢者数、後期高齢者数の推計

高齢者数、後期高齢者数は今後も増加が続き、令和5年度には高齢者数が51,168人（高齢化率30.1%）、後期高齢者数が26,227人（後期高齢化率15.4%）になると見込まれます。

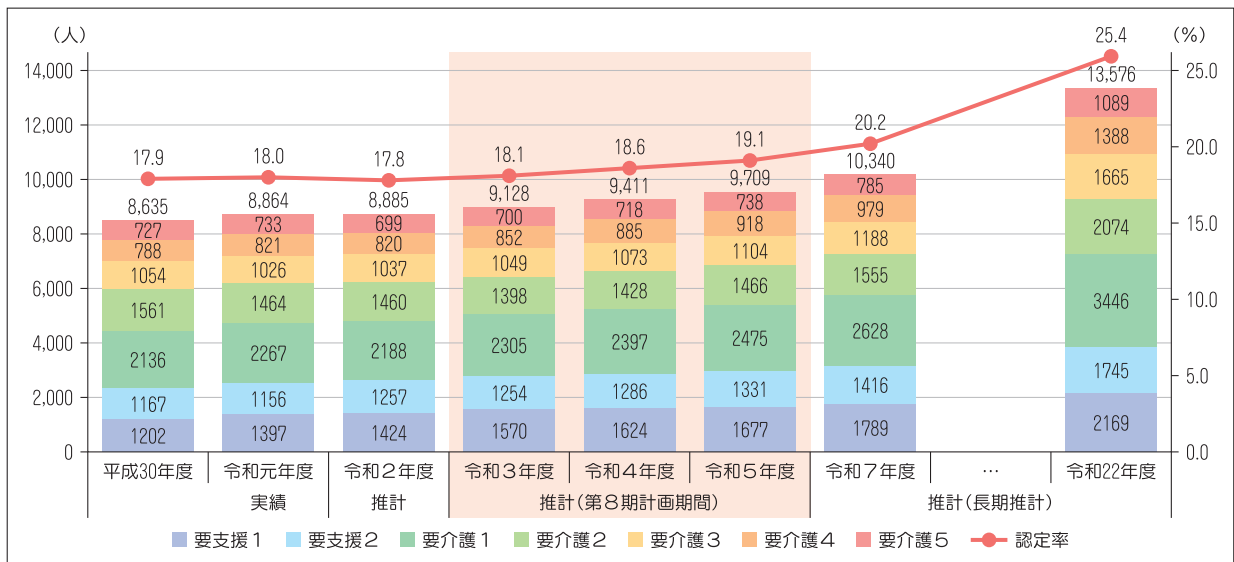
また、令和7年度には高齢者数が51,405人（高齢化率30.7%）、後期高齢者数が28,738人（後期高齢化率17.2%）になると見込まれます。



2 要支援・要介護認定者数の推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、高齢化の進行、特に後期高齢者の増加に伴い増加が続き、計画期間最終年度の令和5年度には9,709人（認定率19.1%）になると見込まれます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度には10,340人（20.2%）、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には13,576人（25.4%）になると見込まれます。



第8期計画における将来ビジョン

1 第8期計画に向けて

本市の統計分析、計画策定に当たり実施した各種アンケート調査結果の分析及び第7期計画の評価等を踏まえ、第8期計画に向けては、次に掲げる課題について検討を進め、本市における「地域包括ケアシステム」の実現に取り組む必要があると考えられます。

I 介護予防・健康づくりに関する早期支援

総人口が減少している一方、高齢者数、第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数は増加傾向にあります。平成26年を起点とすると、これらの増加率は全国や北海道の数値を上回っており、本市は、高齢者や要支援・要介護認定者が急増している地域といえます。このことから、健康維持や介護予防、認知症予防の促進とともに、軽度の段階からの早期発見、早期支援により、重度化の抑制を推進することが重要です。

II 安定的・持続的な介護サービス提供体制の確保

要介護認定者のうち、重度の認定者については、複数のサービスを組み合わせて利用しているケースが増えており、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護、介護医療院等の入所者も増加が続いています。今後も、認定者数の増加とともにこの傾向が続く可能性があることから、必要な介護サービスの供給を促進するとともに、介護人材の確保や育成に向けた支援が求められます。

III 家族介護者の支援

現在のところ、介護離職は多くない状況にありますが、重度の認定者の介護が負担となることで離職につながる場合が想定されるため、認定者の状況に応じた適切な介護サービスの利用促進とともに、家族等の介護者支援に向けた取組も必要です。

IV 地域全体で高齢者を支える仕組みの充実

日常生活圏域によっては、世帯数の4分の1以上が高齢者独居世帯の地域があります。周囲からの支援が必要な世帯や高齢者が今後も増えていく可能性が高いため、行政だけでなく、地域の資源や住民とともに高齢者を支える仕組みの充実が必要です。

V 認知症に関する取組の推進

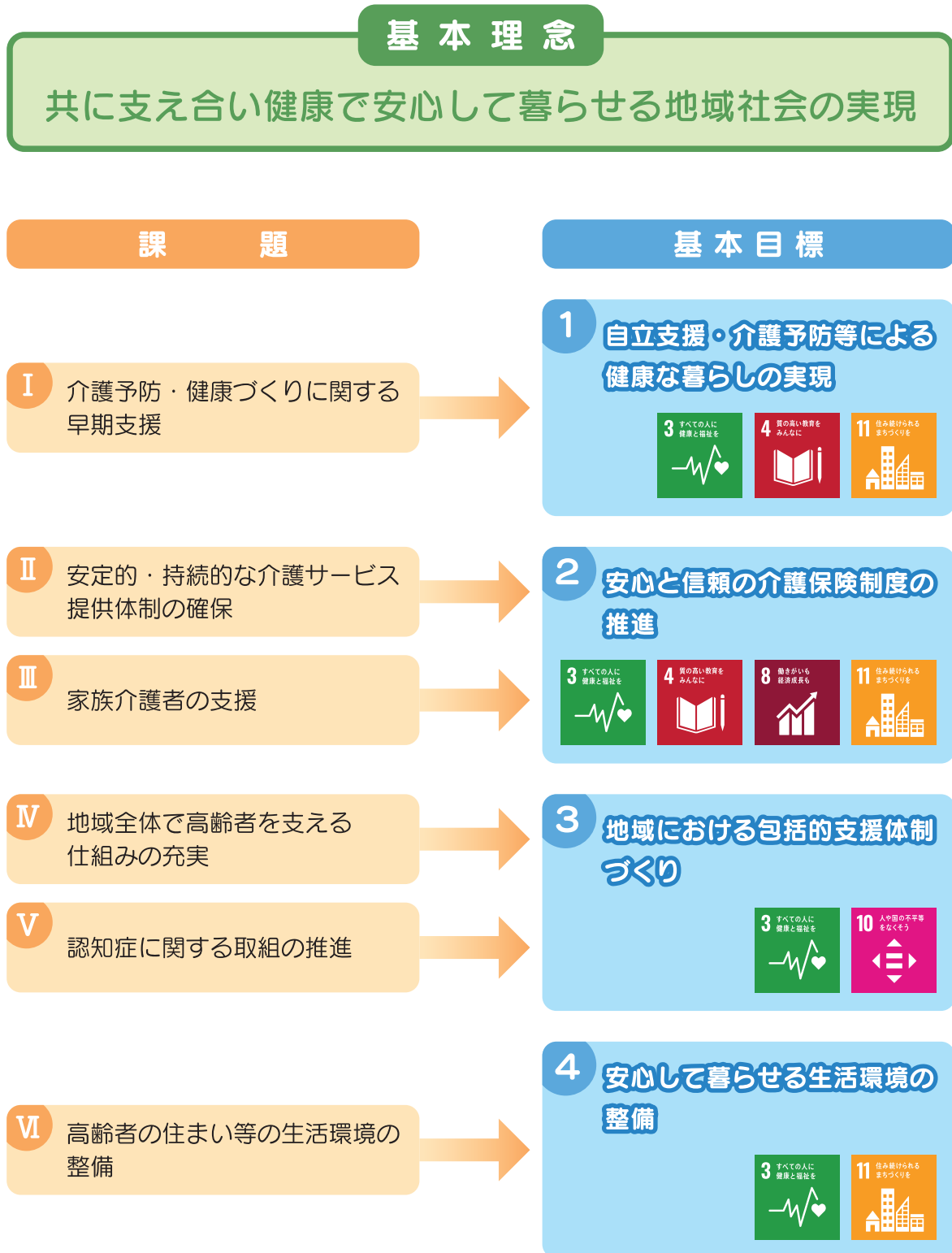
元気な高齢者の中でも、認知症リスクを抱える高齢者が半数以上となっていることから、認知症予防に向けた取組や、認知症の傾向がみられた場合の相談先等の周知・啓発が重要となります。

VI 高齢者の住まい等の生活環境の整備

介護保険制度に対しては、「安心して暮らせる住環境の整備」への期待が高いことから、介護保険施設等だけでなく多様な住居について、その整備状況やニーズを把握しながら検討を進めることが重要です。

② 施策体系図

これらの課題に対し、第7期計画の方向性を継承しながら、その取組をさらに深化させることを目的として次の基本理念を掲げるとともに、これに基づく4つの基本目標を設定し、第8期計画における将来ビジョンの施策体系とします。



3 具体的な施策等一覧

4つの各基本目標の推進に向け、次の具体的な施策等に取り組みます。

基本目標

1 自立支援・介護予防等による健康な暮らしの実現



具体的な施策

01 各種がん検診の実施と普及啓発	【健康支援課】	15 地域自立生活支援事業	【介護福祉課】
02 肝炎ウイルス検診	【健康支援課】	16 ふれあい収集	【ゼロごみ推進課】
03 ビロリ菌検査・除菌の推進	【健康支援課】	17 高齢者の学びの支援と学習機会の充実	【生涯学習課】
04 受動喫煙防止対策の推進	【健康支援課】	18 車いすの貸出し	【社会福祉協議会】
05 特定健康診査・特定保健指導の実施と普及啓発	【保険年金課・健康支援課】	19 緊急通報システム設置事業	【総合福祉課】
06 各種ドック助成事業	【保険年金課】	20 ふれあいコール事業	【総合福祉課】
07 糖尿病性腎症等の重度化予防事業	【保険年金課・健康支援課】	21 愛の一声運動	【社会福祉協議会】
08 ヘルスプロモーション事業	【健康支援課】	22 老人クラブ活動の支援	【総合福祉課】
09 歯周病検診	【健康支援課】	23 高齢者交通費助成事業	【総合福祉課】
10 こころの体温計及びこころの相談窓口の普及	【健康支援課】	24 高齢者支援事業	【総合福祉課】
11 ゲートキーパー養成講座	【健康支援課】	25 高齢者福祉センターの利用促進	【総合福祉課】
12 こころの相談日	【健康支援課】	26 雪かきボランティア事業	【総合福祉課】
13 介護予防・生活支援サービス事業	【介護福祉課】	27 ふれあいサロンの推進	【社会福祉協議会】
14 一般介護予防事業	【介護福祉課】	28 高齢者の雇用に関する啓発	【工業・雇用振興課】
		29 シルバー人材センターの支援	【工業・雇用振興課】

2 安心と信頼の介護保険制度の推進



具体的な施策

01 地域密着型サービス事業所等への指導・支援	【介護福祉課】	07 家族介護支援事業	【介護福祉課】
02 利用者等への情報提供の充実	【介護福祉課】	08 家族介護者リフレッシュ事業	【社会福祉協議会】
03 介護職員就業支援事業	【介護福祉課】	09 社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減事業	【介護福祉課】
04 介護現場の業務効率化	【介護福祉課】	10 民間等介護サービス利用者負担軽減事業	【介護福祉課】
05 在宅介護者支援事業	【介護福祉課】	11 介護給付等費用適正化事業	【介護福祉課】
06 在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成事業	【総合福祉課】		

3 地域における包括的支援体制づくり



具体的な施策

01 地域包括支援センター運営協議会の実施	【介護福祉課】	08 認知症施策総合推進事業	【介護福祉課】
02 地域ケア会議の実施	【介護福祉課】	09 生活支援体制整備事業	【介護福祉課】
03 地域福祉の推進	【総合福祉課】	10 成年後見制度の活用促進	【総合福祉課】
04 高齢者世帯調査	【総合福祉課】	11 成年後見制度利用支援事業	【障がい福祉課・介護福祉課】
05 高齢者見守り活動の推進	【総合福祉課】	12 日常生活自立支援事業の推進	【社会福祉協議会】
06 認知症サポーター養成講座	【介護福祉課】	13 在宅医療・介護連携推進事業	【介護福祉課】
07 あいサポート運動	【障がい福祉課】	14 高齢者虐待防止等の推進	【介護福祉課】

4 安心して暮らせる生活環境の整備



具体的な施策

01 交通手段の確保	【まちづくり推進課】	06 公営住宅の安全対策	【住宅課】
02 公共的施設の整備	【障がい福祉課】	07 避難行動要支援者支援体制の確立支援	【危機管理室】
03 社会資本整備総合交付金事業	【道路河川課・道路維持課】	08 防災行政無線整備事業	【危機管理室】
04 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	【緑地公園課・建築課・設備課】	09 介護施設等の災害対策	【介護福祉課】
05 高齢者住宅等の確保	【介護福祉課】	10 防災備蓄品整備事業	【危機管理室】
		11 介護施設等の感染症対策	【介護福祉課】

介護保険サービスの基盤整備の見込み

第8期計画の介護保険サービスの基盤整備は、次のように見込みます。

【介護保険施設】

サービス名		令和2年度末	令和5年度末	増減数
介護老人福祉施設	事業所(か所)	8	9	1
	定員(人)	640	740	100
介護老人保健施設	事業所(か所)	6	6	0
	定員(人)	507	507	0
介護医療院	事業所(か所)	2	2	0
	定員(人)	150	150	0
介護療養型医療施設	事業所(か所)	1	0	△ 1
	定員(人)	58	0	△ 58

※介護老人福祉施設は、他のサービスからの転換分20床を含む

【地域密着型サービス】

サービス名		令和2年度末	令和5年度末	増減数
定期巡回・随時対応型訪問看護介護	事業所(か所)	1	1	0
	定員(人)	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	事業所(か所)	6	7	1
	定員(人)	140	177	37
認知症対応型共同生活介護	事業所(か所)	28	29	1
	定員(人)	492	510	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所(か所)	1	2	1
	定員(人)	29	48	19
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所(か所)	3	3	0
	定員(人)	87	87	0
地域密着型通所介護	事業所(か所)	31	個別対応	—
	定員(人)	469	個別対応	—

※小規模多機能型居宅介護は、定員引き上げ分8人(2事業所)を含む

介護サービス給付費の見込み

(単位：千円)

	介護サービス (要介護認定者対象サービス)			介護予防サービス (要支援認定者対象サービス)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、 短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、特定施設入居者生活介護	4,295,071	4,475,049	4,669,524	302,608	310,799	317,329
地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	2,789,016	2,824,300	2,999,134	5,251	6,245	7,781
施設サービス 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設	4,246,893	4,342,901	4,657,666			
居宅介護支援・介護予防支援	565,916	586,983	605,371	48,456	49,934	51,652
合 計	11,896,896	12,229,233	12,931,695	356,315	366,978	376,762
総給付費	12,253,211	12,596,211	13,308,457			

地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	489,339	502,781	522,798
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	257,622	259,098	260,004
包括的支援事業（社会保障充実分）	71,931	72,343	72,596
合 計	818,892	834,222	855,398

第8期介護保険事業計画における財政収支見込み

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
費用の見込み	標準給付費 総給付費、審査支払手数料、高額介護サービス等費等、 高額医療合算介護サービス費等給付額、 特定入所者介護サービス等費	13,061,949	13,384,748	14,121,818
	地域支援事業費	818,894	834,222	855,400
	保健福祉事業費	21,567	21,567	21,567
	介護給付費準備基金積立金	47,466	124	124
	諸支出金（償還金）	4,000	4,000	4,000
	費用計	13,953,876	14,244,661	15,002,909
収入の見込み	第1号保険料	3,068,957	3,086,624	3,097,386
	国支出金	3,204,718	3,282,292	3,479,436
	支払基金交付金	3,658,839	3,749,631	3,954,045
	道支出金	2,020,053	2,067,148	2,178,192
	一般会計繰入金	2,001,155	2,044,949	2,140,668
	介護給付費準備基金繰入金	0	13,863	153,028
	財政安定化基金	0	0	0
	繰越金	10	10	10
	財産収入・諸収入	144	144	144
	収入計	13,953,876	14,244,661	15,002,909
差引き（収入－費用）	0	0	0	

保険料基準額と所得段階別の保険料

第8期計画では、第7期計画と同様、保険料の所得段階は12段階とし、それぞれの保険料額を次のとおり定めます。


第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)保険料基準額 = **5,897円(月額)**

所得段階	対象者	算定式	保険料(年額)
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.50 (基準額 × 0.30)	35,300円 (21,200円)
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.66 (基準額 × 0.50)	46,700円 (35,300円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75 (基準額 × 0.70)	53,000円 (49,500円)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者あり)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	63,600円
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者あり)で、第4段階に該当しない方	基準額 × 1.00	70,700円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	84,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	91,900円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	106,100円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が320万円以上350万円未満の方	基準額 × 1.70	120,200円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が350万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.90	134,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が500万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.00	141,500円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が600万円以上の方	基準額 × 2.10	148,600円

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等の年金収入に係る所得(所得税法第35条第2項第1号に掲げる額)並びに租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額。

※ 基準額は、月額70,763円。(保険料は100円未満切捨て。)

※ 算定式及び保険料(年額)の()内は公費負担による軽減後の割合及び保険料。



苫小牧市
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

概要版

発行年月：令和3年(2021年)3月
発行：北海道苫小牧市
編集：苫小牧市福祉部介護福祉課
住所：〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話：0144-32-6340
FAX：0144-31-4526